

農業農村整備事業負担割合一覽表

● 県営事業

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
農業生産基盤整備・保全体業	水利施設整備事業					
	基幹水利施設整備型	一般型 ※〔 〕はダムに係る分 ※H23新規地区以降適用	50 (25)	10 (40)	15 (-)	
	排水対策特別型	排水対策特別型 ※H23新規地区以降適用	50 (25)	10 (10)	15 (10)	
	基幹水利施設整備型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50 (25)	25 (30)	25 (110)	
	（農山漁村地域復興整備）	対策工事及び緊急補修工事 ※〔 〕はH22新規地区まで適用	50 (25)	10 (30)	15 (110)	
	（農山漁村地域復興整備）	（一般地域に適用）	75 (17)	8 (8)		
	農業水利施設保全合理化事業	管理省力化施設整備事業	50 (55)	25 (30)	25 (5)	
	（旧一般型）	※〔 〕はH22新規地区まで適用 ※〔 〕はH17まで新規地区及びH19まで新規二期地区に適用 ※〔 〕はH12まで新規地区に適用 ※〔 〕は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 (30)	10 (5)	
	（旧面の集積型）	※〔 〕はH18～22新規地区に適用 ※〔 〕はH17まで新規地区に適用 ※〔 〕は～H12まで新規地区に適用 ※〔 〕は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 (30)	10 (5)	
	（農山漁村地域復興整備）	（移行地区） 一般型 ※〔 〕はH25以降一般地域 ※〔 〕はH23・H24一般地域 中山間 ※〔 〕はH25以降中山間地域 ※〔 〕はH23・H24中山間地域 （新規地区：H24以降新規地区） 一般地域 中山間地域	75 (16.5)	6.0 (6.3158)	2.5 (2.25)	
農地整備事業（通作条件整備）	一般型 保全対策型	50 (50)	11/30 (未定)	4/30 (未定)		
（一般農道整備）	一般型 樹園地等型 農業集落型 保全対策型	50 (50)	未定 (未定)	未定 (未定)		
農業生産基盤整備・保全体業	県営農道整備事業					
	（広域農道）		50 (50)	36 (11)	14 (4.30)	
	（基幹農道）		50 (50)	11/30 (30)	4/30 (20)	
	（一般農道）	一般・樹園地 集落間	50 (50)	30 (30)	20 (20)	
	（農道保全対策）	点検診断 保全対策	50 (45)	25 (33)	25 (22)	
	防災ダム事業	防災ダム工事	55 (55)	39 (39)	6 (6)	
	ため池等整備事業	防災ため池（大規模） 防災ため池（小規模） 地震対策ため池（大規模） 70ha以上 地震対策ため池（小規模） 70ha未満	55 (55)	34 (34)	11 (16)	
	農業生産基盤整備・保全体業	用排水施設等整備事業	湛水防除（大規模）基幹施設 400ha以上 湛水防除（大規模）その他施設 1,000ha以上 一般ため池（小規模） 10ha以上40ha未満 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用） 一般ため池（小規模） 10ha以下40ha未満 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用） 湛水防除（小規模）基幹施設 30～400ha未満 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用） 湛水防除（小規模）その他施設 100ha以上 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用） 用排水施設（大規模）400ha以上 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 用排水施設（小規模）20ha以上 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用）	55 (55)	34 (34)	11 (17)
		特定農業用管水路等特別対策事業	県営造成施設 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用）	50 (55)	35 (35)	5 (10)
		国営造成施設管理体整備促進事業	管理体整備型（計画策定事業）	50 (50)	50 (50)	— (—)
農業用河川工作物等応急対策事業		（大規模）河川応対 総事業費1億円以上 （小規模）河川応対 総事業費5,000千円以上 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用） （小規模）河川応対 総事業費300千円以上 ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用）	50 (55)	37 (42)	8 (8)	
農村防災施設整備事業		農村防災施設整備 （旧農村災害対策整備事業） ※〔 〕は中山間地域（H25以降適用）	50 (55)	29 (29)	14 (14)	

区分	事業名	負担率			
		国	県	市町村	その他
農業生産基盤整備・保全体業	地すべり対策事業	50 (50)	50 (50)	— (—)	— (—)
	水質保全対策事業	一般型（基幹） （その他）（併せ行う）	50 (50)	34 (32)	16 (18)
	農村地域防災減災事業	調査計画	100 (定額)		
	基幹水利施設管理事業	荒砥沢ダム（本体、小田ダムに係る分） 荒砥沢ダム（沖富調整池）に係る分 岩堂沢、二ツ石ダムに係る分	30 (30)	70 (30)	— (40)
	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全型	50 (50)	25 (25)	25 (20)
	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備以外 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 生産基盤整備 ※〔 〕はH23新規地区以降適用	55 (55)	32.5 (30)	12.5 (15)
	海洋保全施設整備事業	高潮対策、侵食対策 ※〔 〕は離島 局所改良 海岸防備対策緊急事業 海岸防備老朽化対策緊急事業 海岸環境整備	50 (55)	50 (45)	— (2/3)
	その他	障害防止対策事業	100～ 66.7	0～ 16.7	0～ 16.6

● 団体営事業

区分	事業名	負担率			
		国	県	その他	
農業生産基盤整備・保全体業	水利施設整備事業				
	基幹水利施設整備型	対策工事	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	地域農業水利施設保全型	対策工事 ※〔 〕は4法指定地域	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	地域用水機能促進型	ソフト事業	50 (50)	25 (25)	25 (30)
	農業水利施設保全合理化事業	※〔 〕は中山間地域等	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	ため池整備事業	一般ため池（小規模） 10ha未満 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 ※〔 〕は中山間地域（H25意向適用） （政令指定都市） ※10ha未満	50 (55)	39 (29)	11 (6)
	用排水施設等整備事業	市町村営 ※20ha以上	50 (50)	1 (1)	49 (49)
	特定農業用管水路等特別対策事業	特別対策事業（国営造成施設） ※取付け材は農業集落排水整備推進交付金	50 (55)	21 (29)	29 (16)
	国営造成施設管理体整備促進事業	特別対策事業 操作体整備型 管理体整備型（推進・支援事業） ※〔 〕はH19新規地区以降適用	50 (60)	1 (1)	49 (49)
	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業	30 (30)	30 (30)	40 (40)
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業 ※〔 〕はH23新規地区以降適用	30 (55)	1～30 (55)	40～69 (69)	
農業基盤整備促進事業	定率助成 ※〔 〕は中山間等 定額助成	50 (55)	— (—)	50 (45)	
集落基盤整備事業	農業生産基盤整備及び集落基盤整備 実施設計の策定	50 (50)	1 (1)	49 (49)	
農業集落排水事業	施設等の整備又は改築 ※県の高上は農業集落排水整備推進交付金 施設等の調査及び計画の策定 最速整備構想の策定	50 (50)	— (—)	50 (100)	
中山間総合整備事業		55 (55)	1 (1)	44 (44)	
非公共事業	農業生産基盤整備・保全体業				
	農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金（基盤整備）	一般地域 基盤整備 ※〔 〕はH21新規地区まで適用 農用地等集団化事業のうち 換地等調整と交換分合	50 (50)	0 (15)	50 (35)
	中山間地域	地形図作成業務 基盤整備 ※〔 〕はH21新規地区まで適用 農用地等集団化事業のうち 換地等調整と交換分合	55 (55)	0 (15)	50 (45)
	中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域 知事特認地域 農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	1/2 (1/3)	1/4 (1/3)	1/4 (1/4)